

執行猶予中に動物虐待を繰り返す南区在住の男への 厳正な捜査と厳罰を求める嘆願書

神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課御中

子猫をもらい受けては虐待を繰り返していた高柳某に対して、横浜地裁は平成19年4月に懲役1年6ヵ月執行猶予4年という判決を言い渡しました。

高柳某は公判の中で、「もう二度と動物虐待はしません」「猫は二度と飼いません」と誓いました。ところが、高柳某は判決からわずか2ヵ月余りの平成19年6月から7月にかけて、ペットショップから子猫を2匹同時に購入し、虐待死させては次々に代替猫を要求し、それらの猫にも虐待を加えたもようです。診察した獣医師がペットショップに虐待の可能性を指摘して発覚しました。

繰り返される虐待情報をつかんだ地元愛護団体横浜アニマルファミリーは保土ヶ谷署や神奈川県警察本部に対して捜査を求め、10月には捜査をすると確約を得たものの、ほとんど何も捜査は進められず、年が明けると捜査はしないと宣言されたとインターネット上で発信しました。

そして恐れていたことが現実になりました。

高柳某は、今年1月31日、今度は埼玉のペットショップから購入した生後2ヶ月のオスの子犬を、死亡状態で動物病院に持ち込みました。診察して不審に思った獣医師が保土ヶ谷署に通報しました。保土ヶ谷署員にも確認が取れました。

高柳某の住まい周辺では保護者主導で通学路が変更されるなど、近隣住民の不安の声も顕在化しています。

捜査とはそもそも証拠をつかむためのものではありませんまいか。

再度の虐待行為の情報を得た後、内偵等の捜査をしていただけてさえいれば、少なくとも今回の行為だけは防げたに違いないと、無念でなりません。

もはや、新たな犠牲は許されません。たとえ動物であっても、抵抗もできない弱いものに圧倒的な暴力を振るい、命を奪う行為は、私たちの正義の感情に著しく反するものです。

また、こうした攻撃性は、いつ子供など人への暴力に転化するかわかりません。

捜査機関におかれましては高柳某に対して厳正な捜査と、刑法の体系に従った厳重な処罰をしていただき、もって国民の信頼に答えていただけますよう上申いたします。

2008年 月 日

氏名 ※ 同上などは無効		〒住所 ※ 同上などは無効 ※ 都道府県名から略さず記入してください。	印 又はサイン
姓	名		
		〒	
		〒	
		〒	
		〒	

※ ご家族も姓からご記入ください。(同上などは無効です)

※ 20才以上の方のみ署名してください。

※ 都道府県名から略さず記入してください(「ク」「同上」等は無効)

配信元及び署名送付先

〒241-0822 横浜市旭区さちが丘184-11
NPO法人 横浜アニマルファミリー&市民有志
連絡先: 045-364-7430

<http://www.animal-family.org/>

厳罰嘆願書の送付先について

嘆願書は、NPO 法人 横浜アニマルファミリーにご送付ください。直接送付をご希望の場合は、直接の送付も可能です。

1) NPO 法人 横浜アニマルファミリーに送付する場合。

横浜アニマルファミリーに送付いただいた場合、皆様からいただいた署名は横浜アニマルファミリーがまとめて神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課に持参し、捜査と厳重な取り締まりをお願いして参ります。

送付先：

〒241-0822 横浜市旭区さちが丘 184-11

NPO 法人 横浜アニマルファミリー

2) 神奈川県警察本部に直接送付する場合。

神奈川県警察本部に直接送付をご希望の方は、下記の送付先にお送りください。その際には、以下の点にご注意ください。

1. 封筒の表に「厳罰嘆願書在中」と書いてください。
2. 封筒の裏にご住所とお名前をフルネームで書いてください。
3. 普通郵便ではなくなるべく書留か配達証明便でお送りくださるようお願いいたします。

送付先：

〒231-8403

神奈川県警察本部 生活安全部 生活安全総務課御中

※ 郵便番号のみで住所を記載する必要はございません。